

第171会 通常国会 議事録(抄)

議題：住民基本台帳法の一部を改正する法律案

【平成21年6月18日 衆議院 総務委員会】

○黄川田委員 (略)大臣、ここに私の地元の一関市の広報がございます。五月号であります。韓国、中国、ブラジル、タイの方々への日本語教室の様子が表紙を飾っております。それで、「外国人でも日本人でも相手を尊重し違いを認めることそれが多文化共生の時代に必要」という形で大きく広報の一面を飾っておるわけでありまして。ちょっと中身を見ますと、「病気になった時どうすればいいか、医師への説明、診察申込書の書き方などの表現」、あるいはまた、「一一〇番、一一九番への連絡方法。」まあ、生活に密着したそういう情報が本当に必要なんだなということをつくづく感じるわけでありまして。こういうふうにも多文化共生の時代は今現実にあります、これはどんどん広がっていくと思っておるわけなのであります。

そこで、外国人も地域社会の一員であるという多文化共生の考え方が浸透しつつある中において、大臣はこの共生の考え方についてどんな認識を持っているか、お尋ねいたします。

○佐藤国務大臣 地方に暮らす外国人は、近年、大変急増しております。また、十七組に一組ということで、いわゆる国際結婚といった状況でございます。

このような中で、外国人の住民も日本人同様ともに地域社会を支える主体と考えておりまして、おっしゃられます多文化共生の地域づくりを図ることが大変重要だというふうに思います。このことは地域の活力を維持する上でも極めて大事な観点であると考えます。

このため、総務省としても、地方交付税措置などの対策を行ってきておりますが、今後とも、先生のおっしゃられる多文化共生の推進のため、できる限りの支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○黄川田委員 前の鳩山大臣は、ともに生きる社会といいますか、友愛の精神でつくりたいということできずなを大事にするということでもありますけれども、新しい大臣は、座右の銘といいますか、前大臣は友愛という言葉が言われましたけれども、何かあったらお知らせください。

○佐藤国務大臣 なかなか鳩山大臣の域までは達しませんので、座右の銘と言われましてもすぐ出てまいりませんが、日本の文化というのはどこに暮らしても隣組というのが大事でありまして、やはり自分では何もできないわけでありまして、その方が外国人であろうとも仲よく共生をしていくということが大事だろうというふうに思います。

特に、私は、外国人であるがゆえに大事にすべきではないかなという思いの中で進めていきたいというふうに思っております。

○黄川田委員 外国人住民に対する行政サービスは質、量ともどんどんふえていくわけでありまして、先ほど大臣がお話しのとおり、総務省の方でも、たしか多文化共生の推進に関する研究会を立ち上げたりしてさまざま勉強されてお

ることだと思っております。

この外国人に対する施策でありますけれども、これをどのような方針で展開するのか、より具体的にお話をいただきたいと思っております。

○佐藤国務大臣 定住外国人施策の総合調整には、ことしの一月、内閣府に定住外国人施策推進室が設置をされまして、教育、雇用などさまざまな施策の取りまとめを行っているところというふうに伺っております。

総務省としては、従来から、外国人の住民も日本人とともに地域社会を支える主体と考えておりまして、地方自治体に対し多文化共生の地域づくりに関して助言や支援をしてきたところでありますが、今後は、内閣府とも十分連携をしながら、外国人に係る施策を展開してまいる所存でございます。

引き続き、国籍、民族などの異なる方々が地域社会の構成員としてともに生きていけるようにすることを目指し、地方自治体の支援を図ってまいりたいというふうに思います。

当然、外国人は生まれも育ちも全く違う文化の中でいらっしゃるわけでありますから、我々が変に思うこと等々もわからないでやっているところもありますから、やはり親身に話し合いを持つようなコミュニケーションを図っていくことが大切だろうというふうに思いますし、そういう面で何らかの措置ができればしっかりと支えていくという方向づけを示していきたいというふうに思っております。

【平成21年6月30日 参議院 総務委員会】

○行田邦子君 (略)最後の質問になります。総務大臣にお聞きしたいと思うんですけども、今回、この法改正の質疑をさせていただくに当たりまして、私自身、多文化共生、外国人住民とどのように共に生きていくのかということについて考える大変良いきっかけになったと思っております。そんな視点でいろいろインターネット等でいろんな情報を見ていると、総務省でも多文化共生の推進に関する研究会というのを設けていて、二〇〇六年には地域における多文化共生推進プランを策定して、そして都道府県に対して交付をしています。その文書を読ませていただいたんですけども、かなり具体的に詳しく、プランとして外国人住民をどのように受け入れるのか、そして外国人住民とどのように共生していくのか、具体的に書かれています。

ここで、是非大臣にお聞きしたいんですけども、ここで言う外国人住民というのはだれを指すのでしょうか。

○国務大臣(佐藤勉君) 今先生がおっしゃられましたように、総務省では従来から外国人の住民と日本人と、共に地域社会を支える主体と考えまして、地方自治体に対しまして多文化共生の地域づくりに関して助言や支援を行ってきたところでございます。一方、定住外国人施策や移民の受入れにつきましては、各府省庁にまたがる課題でもございまして、内閣府を始め政府全体として考えていかなければいけないということでもあります。

したがって、今後とも、各府省庁として、国籍や民族などの異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていけるようにすることを目指して、地方自治体の支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

最後、どういう御質問でしたっけ。済みません。申し訳ございません。

○行田邦子君 総務省さんで出されている多文化共生推進プランに外国人住民という言葉がたくさん出ているんですけど、総務省さんが示している外国人住民というのは具体的にだれを指すのかということです。もう少し具体的に言いますと、不法滞在者も含まれているのかということです。

○国務大臣(佐藤勉君) 地域社会と一緒に皆さん共生しているわけですから、そういう方々というふうに御理解をいただきたいと思えます。

○行田邦子君 今の御答弁の私の理解では、住民としてそこに居を構えて日々生活を営んでいる方であれば、それは住民基本台帳に記載されていようといなかろうと、それから外国人登録原票に今現在記載されていようといなかろうと、不法であろうと、現行法上の中で不法と言われている滞在者であろうと、それはもう住民であるという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(佐藤勉君) 基本的にはそういうことでございます。

○行田邦子君 私も同感なんですけれども、法務省の視点からすると正規滞在者のみがやっぱり外国人住民ということになるんだと思いますけれども、実際の自治体それから各地域からすれば、そこに住んでいる方、日々生活を営んでいる方というのはそれはもう住民であると、外国人住民であると、共生をしていかなければいけないということだと思えます。(略)

○礒崎陽輔君（略）最後に、大臣にお伺いをいたします。

先ほど二〇〇六年の多文化共生推進プランについても御質問がありました。多文化共生を私も役所におるときに随分推進いたしましたので、それがいろんなところで引用されるのは大変うれしく思います。確かに、今回の住基、外国人の住民台帳ができたというだけではそれほど外国人住民の皆さんにとってメリットはないわけでありまして。さっきも言いましたように、一つの法律の中で外国人住民も日本人と同じように扱われるようになった、これは形式的には非常に良かったと思いますが、やはり実質的に世界に開かれた日本にし、そして外国人住民の皆さんに喜ばれる日本、そして外国人と日本人が平等に生活できる日本、そういうものをつくっていく必要があると思います。

その中で、やはり総務省としてもこの多文化共生社会の推進に一層御尽力いただきたいと思いますというわけでありまして、今後、その辺について大臣のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣（佐藤勉君） 総務省としては、従来から、外国人の住民も日本人とともに地域社会を支える主体と考えておりまして、地方自治体に対して多文化共生の地域づくりに関して助言や支援を行ってきたところでございます。

国の定住外国人施策につきましては、本年の一月に内閣府に定住外国人施策推進室が設置されまして、様々な施策の総合調整が行われているところでありますけれども、総務省としては、今後とも各府省と十分連携をしながら、国籍や民族などの異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていけるようにすることを目指しておりまして、地方交付税措置などできる限りの支援を行ってまいりたいと思っておりますし、先生の御趣旨のように、リーダーシップを取りながら頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○礒崎陽輔君 ありがとうございます。

最後に、大臣が総務省としてもリーダーシップを取っていくと、大変いい御答弁いただきました。どうぞ御尽力賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。